

質 問 回 答 書

(参加表明等に関する質問回答)

事業名 : 柏原市庁舎施設整備事業

| 質問 No. | 該当箇所 ページ番号 | 質問事項 | 回答 |
|--------|-------------------------------|---|--|
| 1 | 実施要項 P1 2 事業概要 (3) | (3)「柏原市新庁舎及び別館は、新庁舎建設工事、別館改修工事を先行して完了し、平成33年4月1日から供用開始させること。」と記載がありますが、別館改修工事の手順及び方法や工程表等がございましたら、教えていただけないでしょうか。 それとも、事業者による提案という理解で、よろしいでしょうか。 | 要求水準書に基づき、事業者により、効果的な提案をお願いします。 |
| 2 | 実施要項 P3 7 募集要項等の配布(4) | (4)現地確認については、どこまでの範囲を確認できるのでしょうか。 ※建物の中まで見学可能 等 | 業務に影響のない範囲で建物内の見学は可能です。ただし、執務中であるため、人数や立入り場所を制限する場合があります。 |
| 3 | 実施要項 P4 8 参加資格及び条件(1) | (1)参加者の構成について、再度、ご教示頂けませんでしょうか。 ※建設(地元企業とのJV)、外注設計事務所の場合 | 構成員については実施要項P.4 8(1)ア、エ(ア)をご参照ください。協力会社については、P.5～6 8(3)、(4)をご参照ください。 |
| 4 | 実施要項 P7 8参加資格及び条件 (5)ウ | 施工業務を担当する参加者の資格のうち施工実績について記載がありますが、JV構成員としての施工実績は有効でしょうか。また、有効な場合、出資比率の条件はありますか。ご教示ください。 | 様式3-3において、受注形態を単体もしくはJVの代表としています。 |
| 5 | 実施要項 P7 8 参加資格及び条件 (5)ウ | 過去15年以内(平成15年4月1日以降)に、建物完成及び引き渡しを完了した延べ床面積5,000㎡以上の国若しくは地方公共団体の庁舎又国土交通省告示第15号・・・とありますが、申請する実績がJV構成員(比率20%)の場合、当該実績として扱われますか。ご教示願います。 | 実績は、受注形態が単体もしくはJVの代表としています。 |

別添様式

| 質問 No. | 該当箇所 ページ番号 | 質問事項 | 回答 |
|-----------|-------------------------------------|---|---|
| 6 | 実施要項 P7 8 参加資格及び条件(5) | (5)エ(ア)(イ)の同種又は類似施設の施工に携わった実績について、(ア)現場代理人としての実績のみ、(イ)監理技術者としての実績のみ、でなければ評価対象とならないのでしょうか。 ※文面通り(平成15年度以降に完成及び引渡し完了した延べ面積5,000㎡以上の同種又は類似施設の施工した実績があること)の理解でよろしいでしょうか。 又、同種又は類似施設の施工に携わった実績の従事期間はどの程度までよろしいでしょうか。 なお、様式3-3の中で新築、増築、改築との記載がございますが、改修工事の実績は含めてよろしいでしょうか。 | 担当していたことが証明できれば、立場は問いません。 従事期間は、工期の過半を超えていることとします。 改修工事の実績は認められません。 |
| 7 | 実施要項 P7 8参加資格及び条件(5)エ(ウ)および様式3-3 | 施工業務に関する各施工担当のうち電気設備施工担当者と機械設備施工担当者は、確定している協力会社の技術者でよいとの理解で宜しいでしょうか。 | 各施工担当者は、参加表明書の提出時点において、施工業務を担当する参加者と直接的かつ恒常的に3ヶ月以上の雇用関係を有することが必要です。 |
| 8 | 実施要項 P7～8 8 参加資格及び条件(5) | (5)オ「配置を予定している施工技術者は、本業務の完成・引渡日までの間、病気・死亡・退職等のやむを得ない事情があり、発注者が承認した場合の他は、変更を認めない。」について、記載通りの理解で宜しいでしょうか。 | 記載のとおりです。 |
| 9 | 実施要項 P7～8 8 参加資格及び条件(5)エ(ウ)オ | 施工担当者(建築、電気設備、機械設備、土木)を申請する必要がありますが、落札後、着手までに相当の時間が必要であることから、申請時点では予定とし、同等の資格を持つ技術者であれば変更可能として頂くことは可能でしょうか。 | 【No.8】参照 |
| 10 | 実施要項 P8～9 9 参加表明書の提出(1) | 平成29.30年度柏原市入札参加資格者を証明する書類の写しとは、入札参加登録時の受付表ととらえて宜しいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 「柏原市建設工事入札参加資格審査申請受付票」又は「柏原市測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請受付票」の写しを提出してください。 |
| 11 | 実施要項 P8 9 参加表明書の提出(1)ア | 「b.平成29・30年度柏原市入札参加有資格者を証明する書類の写し」と記載されておりますが、どのような書類を添付させて頂いたらよろしいでしょうか。 | 【No.10】参照 |

別添様式

| 質問 No. | 該当箇所 ページ番号 | 質問事項 | 回答 |
|--------|---------------------------------|---|---|
| 12 | 実施要項 P9 9 参加表明書の提出 (2)ア | 正1部（写し3部）とありますが、各添付資料は正1部のみの提出でよろしいでしょうか。 | 添付資料についても写し3部を提出してください。 |
| 13 | 実施要項 P13 11 提案資料の評価基準 (2) | (2) 提案評価基準の評価項目において、各項目ごとの配点を公表して頂けませんでしょうか。また、提案項目において、もっとも重要視されている項目があれば公表して頂けませんでしょうか。 | 各項目の配点については非公表としています。 |
| 14 | 実施要項 P13 11提案資料の評価基準 (1) | 提案資料の評価基準の配点が大枠のみ記載されていますが、客観評価基準の詳細の配点について事前公表が可能であればご教示ください。 | 【No.13】 参照 |
| 15 | 実施要項 P13 11提案資料の評価基準 (2) | 提案資料の評価基準の配点が大枠のみ記載されていますが、提案評価基準の詳細の配点について事前公表が可能であればご教示ください。 | 【No.13】 参照 |
| 16 | 実施要項 P15 13 契約方法等 (3) (4) | (3) 契約内容についての協議、(4) 工事請負契約に係る内訳書明細の作成について、価格提案時の内訳書を基準とする。との記載がございます。 実施設計完了後において工事価格に変動があった場合は協議できるとの理解で宜しいでしょうか。 ※VEまたはCD、追加変更等 | お見込みのとおりです。 ただし、工事価格については価格提案書の金額を上限とした協議を基本とします。 |
| 17 | 実施要項 P15 13 契約方法等 (7) | (7) 支払条件について、記載されている内容では事前に資金計画を検討できません。現時点において想定されている支払時期等をご教示下さい。 ※P15 13(2)契約スケジュール(案)での各業務完了時 | 設計業務及び工事監理業務は、年度末及び完成時の支払いを予定しています。 工事は前払い、年度末及び完成時を予定しています。 支払い金額については出来高清算を想定していますが、年割額については現在予算措置している上限額を基本とします。 |
| 18 | 様式1-1 様式1-5 | 設計業務と工事監理業務を同じ者が行う場合「設計業務・工事監理業務代表構成員」として一括記載してもよろしいでしょうか。 | 一括で記載していただいて構いませんが、構成員項目の書換え及び不用欄を削除してください。 |
| 19 | 様式1-4 | 会社概要がわかるパンフレットを添付してもよろしいでしょうか。 | 補足資料としてパンフレットを添付していただいて構いませんが、様式1-4については必要欄を埋めて提出してください。 |

別添様式

| 質問 No. | 該当箇所 ページ番号 | 質問事項 | 回答 |
|--------|-------------------------|--|---|
| 20 | 様式1-4 | 様式1-4について、売上高経常利益率の欄に「売上高経常利益率 〇〇.〇%（自己資本/総資本）」とありますが、「売上高経常利益率 〇〇.〇%（経常利益/売上高）」でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 21 | 様式2-1 様式2-2 様式3-1 | 「実績として記載した工事の内容が、当該要件を満たすことを確認できる資料を添付すること」とありますが、添付資料としては契約書の写し、延面積が確認できる図面等でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。ただし、配置技術者については、その従事が確認できる資料（PUBDIS、コリンズ、配置技術者届、契約実績証明書等）を添付してください。 |
| 22 | 様式2-1 様式2-2 様式3-1 | 様式2-1、2-2、3-1に記載する同種又は類似実績について、当該要件を満たすことが確認できる資料の添付とありますが、契約書、仕様書、面積表に代わるものとしてPUBDISを提出しても宜しいでしょうか。 | 【No.21】参照 |
| 23 | 様式3-1 様式3-2 | 「雇用関係を証明できる資料」とは健康保険証写しの添付でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |

※質問に関する補足説明

- ① 設計業務、工事監理業務、施工業務における同種又は類似施設の実績を確認する図面は、該当部分が判別できるようマーキング処理等を行い、面積を記載すること。
- ② 設計業務、工事監理業務、施工業務における複合施設の実績についての考え方は、同種施設部分の床面積が5,000㎡以上のものを同種実績とします。また類似施設部分の床面積が5,000㎡以上のものを類似実績とします。
- ③ 参加者の資格として、類似施設の実績も対象としますが、P14 11提案資料の評価基準(3)(ア)に記載のとおり、実績についての評価は0.9の係数を乗じた点数とします。